

雷震と京都帝大教授・森口繁治

——日本留学体験における初期民主・憲政思想の形成——

工 藤 貴 正

はじめに

- I 京都帝大「国法学講座」担当・森口繁治との出会い
——イェリネック（耶利内克）からケルゼン（凱爾森）の
「国法学」への転換期
- II 森口繁治著『近世民主政治論』の理論で回顧録『我的学生時代』に描く
自主独立精神の修養と多数決の問題を考察する
 - (1) 個人と国家の関係
 - (a) 国家と自由独立した個人
 - (b) 如何にして自由独立の精神を自覚した個人を作るか
 - (2) 多数決と強者としての少数者（政党）
 - (a) 多数の民衆の後援する少数者が体现する「民衆政治」且つ「常識政治」
 - (b) 階級の利益を考慮する少数者の団体意思に判断を委ねる多数決政治
 - (c) 民主政治と多数決主義への誤解

おわりに

はじめに

雷震（1897.6.25-1979.3.7）は1916年10月、日本留学に際し、名を雷震、字を傲寰と改めた。彼は当初、浙江省立第三中学を卒業後は北京の大学に進学を考えていた。しかし、彼が1916年7月に北京の大学の情報収集に行った杭州で出会った、日本留学を予定している友人から、日本留学1年の費用は北京に行くより手ごろであること、日本の有名な学校には我国が設けた官費制度があること、日本「留学生」となると「鍍銀」（欧米留学は「鍍金」）という箔が付くことをアドバイスされ、母親を説得し日本留学が決定した。1916年10月、雷震ら日本留学をめざす四名は、日本郵船会社の「筑島丸」¹⁾に乗船し、上海から終点の横浜に向け出発した。ここに、雷震の10年に亘る日本留學生活が始まった²⁾。

ところで、周知のように、大隈重信内閣は1915年1月18日に袁世凱に対し、5号21か条の要求を提示し、5月7日中国政府の返答を48時間以内に限る「最後通牒」を発し、5月9日袁政權は秘密にこれを受諾した。中国人民はこれを非難し、5月9日を「国恥記念日」と呼んだ。そして、雷震は浙江省立第三中学3年生だった1915年春に、この「二十一カ条」反対の「救国運動」にリーダーとして参加したことがあった。雷震はこの愛国・救国運動が学生自らの「自発」的、「自動」的、「自律」的な「自治」行為から生じた中国初の学生運動であると評している³⁾。

雷震の当時の目標は、1918年夏に東京の第一高等学校特別予科を受験し、高等学校に進学し、さらに当時の日本最高学府の帝国大学に進むことだった。来日後の1917年5月7日に東京大手町衛生院で「五九国恥日」の記念大会が開かれたが、これに雷震は参加した。この時、彼は張継(1882-1947)と戴季陶(1891-1949)の紹介により、1917年5月に孫文が東京で成立させた中華革命党に入党する。雷震は、革命党を国民党の前身と見なしていて、「国民党」に入党したと語っている。そして、この会を背後で国民党が仕切っていたと語っている。さらには、1918年3月中旬、「二十一カ条」の第一号「山東問題」の四つの条款について、北京政府が日本との間で「膠濟鐵路密約」(山東省内のドイツ権益の日本への継承と膠濟鐵路の放棄)を結ぼうとしている問題が日本留学生の間に広まり、「授業ボイコット帰国」(罷学帰国)運動へと展開した。雷震も当然この運動を支持し、「この時期、私はまったく憑りつかれた様に、自分が負った責務をどう果たすかばかりを考えていた。毎日あちこちの寮を訪ねて留学生に話をし、留学生総会の意思(党部は公に姿を現さなかった)を伝えた。一人でも多く帰国させれば、自分にもその分名誉が増え、国への功労も増すかのようなだった」と語っている。雷震は、5月下旬、夜行で東京から神戸まで行き、「八幡丸」(3,492噸)に乗り換え上海に到着している。再度、1918年12月に来日し、日本に渡り本格的な留学生活が始まるのは、当初の予定から1年後の1919年夏の第一高等学校特別予科に合格してからである⁴⁾。

雷震は、「授業ボイコット帰国」(罷学帰国)運動など「これらの活動の背後では、もちろん現地の国民党党部と留学生総会をとりまとめる者たちが陰で指揮をとっていた」(416頁)こと、「一度ひどい失敗をした私はその時こう思っていた。国は人の集まりであり、個人が自立できれば国にも

社会にも貢献するところがある。ただ、個人が自立するには必ず何かを身につけなければならない。それによって国と社会に貢献できる。半年さまよった反省から、誰もが広い知識と深い学問を身につけなければならない、それによってようやく自立し、貢献ができるのだと考え至った」(428頁)と振り返り、学生時代は二度と救国運動には参加しないことを決心する。

このように雷震が、愛国・救国の学生運動に、留学直前と留学直後の二度に亘って参加したことは、その後の留学体験でのものの見方と教養摂取の取舍選択に影響を与え、彼の個人と国家との関係を理性的、理念的に構想する一助となっていると考えられる。

筆者は、雷震が日本に身をおいた1916(大正4)年10月から1926(大正15年、12月25日からは昭和元年)年12月までのまる10年間は、そっくりそのまま大正主義の時代にあったと想定する。「大正主義」とは、明治・大正期の知識人に風靡した、西洋の思想・哲学・芸術・学問などに投影する理念の摂取をめざした教養主義に支えられた「大正生命主義」と「大正デモクラシー」⁵⁾の時代精神を指す、とした筆者の造語である。

本稿では、初めに雷震と彼の指導教授・森口繁治の出会いと、森口が担当した「国法学」とは如何なる学問であるのかを概観する。

次に、雷震が留学体験時の回顧録『我的学生時代』に描かれる教養・自主精神欠如の意思決定、個人の修養努力や多数決などの問題を採り上げ、森口繁治著『近世民主政治論』に述べられる民主・憲政理論を以て分析し、森口や雷震が考える民主主義や民主政治とは何かを考察していく。

I 京都帝大「国法学講座」担当・森口繁治との出会い ——イェリネック(耶利内克)からケルゼン(凱爾森)の 「国法学」への転換期

雷震は、回顧録『我的学生時代(一)』(『雷震全集』9巻、台北・桂冠図書、1989.4)の『京都帝大三年半』⁶⁾に、彼の京大での経歴と森口繁治との関係を次のように語る。

民国12(1923)年3月、私は名古屋の第八高等学校を卒業後、すぐに京都帝国大学法学部政治学科に進学し修業することになった。そこで、二本の白線で縁どられた丸い帽子から、四角形の角帽に換わり、頭髮はそもそも2

分の長さを超えてはならぬ坊主頭だったが、今では洋式でも角刈りでもよくなった。(「由八高到京大」111頁)

政治学科の授業は法律学科と経済学科の中間に位置し、二つの授業に対して、それぞれ若干の政治学科の授業内容が含まれていたのも、もし厳格に言うなら、「法律政治経済学科」と称するのが適切であるが、そのカリキュラムは名実共に一致する幾つかの政治に関する授業、例えば、政治学(京大では「国法学」と称していた)、政治史と外交史を除けば、大部分は法律学科の授業、例えば、憲法学、民法総論、物件法、債権法、刑法総論と各論、行政法学総論と各論、戦時と平時の国際公法、国際私法などを受講し、一部分受講した経済学科の授業、例えば、経済学原論、財政学、社会政策と殖民政策などであった。(「京都帝大及其法学部」144-145頁)

私が民国15(1926)年3月、京大法学部政治学科を卒業後に、また京大「大学院」(すなわち我国の大学の研究所)に入学し憲法を専攻したのは、自分が学んで僅かでも獲得した特技で、その後に社会に足場を置くことができるようにすることを願ったからである。京大法学部は森口先生を研究指導の担当教授に指定した。(「我選修的課程」168頁)

民国20(1931)年3月、私が京都を訪問した時、京大の彼の研究室を訪ねたが、ちょうど用事で東京に行っており、未だに教えを拜聴できておらず、殊に心中快々として不快である。森口先生は第二次大戦の中で脳溢血を患って逝去したが、彼には二人の令息がいて、よく父の仕事を継ぎ、二人とも日本の大学で教鞭を執っていると、聞いている。抗日戦争には勝利したが共産党に追い遣られて台湾に来てから、私は当時京大に就任していた瀧川総長に手紙を書いて、京都大学の歴史と現状、それと森口先生の現状を尋ねたことがある。瀧川総長は昭和18(1943)年、すなわち民国29(ママ、正確には民国32—筆者)年出版の『京都帝国大学史』を私に送ってくれて、それと森口先生の状況も教えてくれた。(「我選修的課程」199-200頁)

ここで、雷震が入手した『京都帝国大学史』(京都・内外出版、京都帝国大学編、昭和18(1943)年12月版)を通して、「国法学」⁷⁾とは何か、そして森口繁治の学問の特色を概観しよう。

『京都帝国大学史』の「法学部」の全18講座紹介の編では、一番目の「憲法学講座」の次に「国法学講座」が配置される。

国法学講座は明治三十二年七月法科大学創立と同時に設置せられ、教授井上密の担当するところとなり、その後明治四十二年から教授市村光恵、大正十二年から教授森口繁治、昭和九年から教授龍谷峻嶺の担任となつて今日に及んでゐる。、『京都帝国大学史』104頁)

『京都帝国大学史』では、森口繁治『憲法学原理』に述べられる文章を用いて、「国法学」について以下のように整理する。

国法学の研究対象：「国法学の研究対象は法であり、国法学は法の中、国家に関する法の意味を研究する学問である。即ち国法学は法上国家は如何なるものであるか、その国家は法上いかに意味付けられ、法的に如何なる構成と組織とを取るか、又いかなる作用を営むか等を研究する学科である。」(『憲法学原理』16-17頁)

国法学の分類：「所で国家の法的意味、其の構成組織並に作用は一国の国法に就て之を觀ることも出来るが、又一般的に種々の国家が国法上いかなる性質を有するか、その国家の構成、組織及び作用は、一般には、法的にいかん解されるかを研究することが出来る。此の種の学問では既に述べた国法学に於て、個別的な国法の内容が研究せられ、其の個別性が尊重せられるに對し、一般的性質が研究の主題となるのである。それ故に前者を個別的国法学と呼ぶに對し、此の種の研究は、之を一般国法学と名付ける。此の二種の学問の關係は、謂はば個々の法律解釈学に對する一般法律學の關係に當る識である。同様に此の他、或る特徴ある制度を共通にする一般の国法につき其の通有の性質を研究することも出来る識であつて、イェリネックは之を特別国法学と名付けて居る。」(『憲法学原理』17-18頁)

学問的傾向：「顧れば、私が公法学の研究を始めた当時から大正の末年迄、私はイェリネックの系統に屬して居たことを意識するが、公法学上の諸問題に就き次第に此の派の人々とは結論を異にするにいたり、昭和二年からは意識的に考へ方を変更することとなつた。そして今では、少くとも私にとつては、是れ以外に辿るべき道はないと考へらるるやうな或る考へ方に従つて研究を進めて居る。強いて此の考へ方を言ひ表はすとすれば、法的な意味と、それを支へるものとの關聯を意識しながら、而も法的なものを法的なものとして、其の意味を捉へねばならぬと考へる限りでは、なほ実証的な正当派と同様であるが、論理的に云つて、法の理解には法が出发点であることを承認

するものであるから、謂はば立場を逆にしたものであり、主観主義から客観主義に移つたものであると云ふことが出来やう。」「『憲法学原理』「序」2-3頁、下線は筆者)

『京都帝国大学史』では、森口繁治の「国法学」の「分類についてはイェリネックと全く同一の見解である」とし、学問の傾向については、「最初イェリネックの方法二元論的立場から出発して、ケルゼンの純粹規範的方法一元論的な批判に逢着し、再び方法論的反省を経て、法実証的立場に到達したといへる」と整理する。そして、「尚ほ教授は国法学担任教授として終始した人であるから、その著書を掲げておく。『近世民主政治論』(大正九年)・『ルソー・民約論』(市村共訳大正九年)・『立憲主義と議會政治』(大正十三年)・『比例代表法の研究』(大正十四年)・『婦人參政權論』(昭和二年)・『憲政の原理と其の運用』(昭和四年)・『選舉制度論』(昭和六年)・『憲法學原理』(總論第一分冊)(昭和八年)。』と締めくくる。(『京都帝国大学史』108-109頁)

雷震はこの入手した『京都帝国大学史』と参加した当時の授業の内容を振り返りながら、次のように指導教官・森口繁治の担当した「国法学」について語る。

京大法学部の国法学という授業は、森口繁治教授によって担当され、彼はかつて長年フランスに留学しており、専門用語の下の注釈は、フランス語を多く使用し、私はフランス語を学んだことはなかったので、フランス語に対しては全く要領を得なかった。

彼の国法学に対する意見は前任の井上密、市村光恵国法学教授のいずれとも違っていた。ただ森口と市村両教授はいずれもドイツの学者 Georg Jellinek (ゲオルグ・イェリネック/格奥爾格・耶利内克) を引用して意見を述べていたのだが、その結果は違いが甚だ大きかった。その主な相違は、森口が民主政治の人民主権に賛成するが、市村は天皇神権論者であったことである。(「我選修の課程」165頁)

ここで、雷震が「京都帝大及其法学部」で「政治学を京大では国法学と称していた」と語っていた説明は誤った認識であることが解る。その後、

雷震は1926年3月、京都帝国大学法学部を卒業後に、「大学院」に進学し、「京大法学部は森口先生を研究指導の担当教授に指定した」時、彼の卒業論文の題目は「米国憲法」であり、雷震は「国法学」の分類の中、ゲオルグ・イエリネック（Georg Jellinek／格奥爾格・耶利内克、1851-1911）の分類に照らせば、「個別国法学」の研究として「米国憲法」⁸⁾を学士論文のテーマとしていた訳である。

また、森口繁治の「国法学」に対する学問の傾向は、法律学的方法に社会学的考察を加えて確立したG・イエリネックの方法二元論的立場から、「昭和二年からは意識的に考へ方を変更することとなつた」と語るように『憲法学原理』（京都・弘文堂書房、総論第一分冊、1933.7初版）に及んで、ハンス・ケルゼン（Hans Kelsen／漢斯・凱爾森、1881-1973）の法実証的立場すなわち純粋法学の立場へと移行したことが述べられる。

しかし、このイエリネック学説からケルゼンの純粋法への変更は、森口繁治に関わらず当時の若き日本の憲法学、国法学研究者の一般的な傾向であったことを美濃部達吉は次のように証言し、またケルゼンを批判する。

ケルゼンの純粋法学の主張は、其の論理の鋭さに於いて、著しい特色を有つて居り、其の点に於いて少壮学徒を引附くる力が強く、其の説は、理論をのみ偏重することの結果、法と社会との隔絶せしめ、法律学をして社会の實際を顧みない空虚な論理の遊戯たらしむる欠点あるものである。⁹⁾

美濃部達吉に関して言えば、彼によるイエリネックの翻訳書『人權宣言論 外三篇』（東京・日本評論社、法学叢書、1946.7初版）の「はしがき」に、美濃部が明治32-34（1899-1901）年のドイツ留学中にイエリネック教授の『一般国家学』（Allgemeine Staatslehre）の第一版が1900年に公刊されると興味深く精読し、「明治35（1902）年帰朝した後、比較法制史の講義を担当する傍、国法学の研究をも続けて居たが、殊にイエリネック教授の数多くの著書は、最も深く耽読し、又最も多く影響を受けたものであつた」と語り、イエリネックの立場を支持する。イエリネックは、従来の絶対主義的な君主主義に反対し、法学の考察に対し社会学的方法論を加え、国家には自己拘束が必要であるとの理論を掲げ、人權の確立に努めた。

次に、イエリネックの立場を反映した森口繁治の第一著作『近世民主政治論』を分析の道具に、雷震の回顧録『我的学生時代』に描かれる民主主

義と立憲政治の問題を採り上げ、雷震における初期的な民主・憲政思想がどのように形成されたかを考察していく。

II 森口繁治著『近世民主政治論』の理論で回顧録『我的学生時代』に描く自主・独立精神の修養と多数決の問題を考察する

森口繁治 (Moriguchi Shigeji, 1890.3.15–1940) は、1890 (明治23) 年3月15日兵庫県に生まれ、1909 (明治42) 年7月第一高等学校に入学、1912 (明治45) 年7月同校を卒業し、同年同月京都帝国大学法科大学入学、1915 (大正4) 年7月同校卒業、同月京都帝国大学大学院に入学している。

森口は、1917 (大正6) 年12月に京都帝国大学法科大学講師を嘱託され、翌1918年9月に助教授に就任する。この年の初冬、彼はジャン-ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712–1778) の名著『社会契約論』 (*Le Contrat social*, 1762) を読み感動し、翻訳しようと考えていた。しかし、重患のためその機会を逸していたが、1919年夏、恩師・市村光恵 (Ichimura Mitsue, 1875.8.5–1928.9.27) からの誘いにより、この本と一緒に翻訳することになる。森口は、7月中旬から翻訳を始め、11月初旬には下訳を終え、11月中旬に下訳を基礎に、丁寧に原文および英語、ドイツ語の翻訳書とも照らし合わせると、市村と訳し方、表現方法について協議して、1920年4月に訳文を完成させ、遂に『民約論』(法学博士・市村光恵、法学士・森口繁治共訳並評注、東京・有斐閣、1920.10初版)と訳題して出版した。この事情は該書の巻頭にある、二人それぞれの筆による「序」および「序言」に述べられ、ここから「草稿」を森口が、「評註」「ルソー小伝」を市川が担当したことが見て取れる¹⁰⁾。

そして、このルソー『民約論』翻訳書が1920年10月に上梓されたほぼ同時の11月に、森口繁治の最初の著書『近世民主政治論』¹¹⁾(京都・内外出版、1920.11初版)が刊行されており、両書はほぼ同時に翻訳と執筆が進行していたと想像される。

(1) 個人と国家の関係

森口繁治はイェリネック『一般国家学』第3版 (*Allgemeine Staatslehre*, 3. Aufl., von Georg Jellinek, Berlin: O. Häring, 1914) の第2編第10章第3節「ローマ国家」及び美濃部達吉訳、エリネック原著『人權宣言論』(東京・

有斐閣書房、國法學資料第1冊、1906.10)を引用しながら次のように説明する。(下線部は筆者。本稿では基本的に森口原著『近世民主政治論』の翻訳は薩孟武訳『近世民主政治論』上海・商務印書館、1925.4初版を使用する)

近世の民主的見解に従ふと、国家は各個人の為に且全個人の為に尽すことに依つて国家の目的が達せられ、各個人の目的を離れて国家の目的なるものはないと解される。然るにアリストテレス、プラトン等古代の希臘流の考へ方に従うと、国家は個人より離れた独立の存在であり、個人より以上の存在である。従て国家には個人の目的を超越した又個人の目的よりも高尚な独立の存在目的があり、個人が此国家の目的に従て行動することに依つて其個人の存在の目的が達せられるのであると解釈する。即ち前者に依れば国家が個人の為に存在するのに、後者に依れば個人が国家の為に存在するのである。

此結果現代の民主政治に於ては国家が個人の自由に干渉し得る範囲には常に一定の限界があり、其範囲内では国家は個人をして自由に其自存の目的を達せしめねばならぬ。従て国家と個人とは互に同等なる権利義務の主体として相対立するものであつて、国家は個人を支配する権利を有つと共に其支配は一定の程度以上に及ばないと云ふ義務を負ひ、個人も亦国家の命令に服従する義務を負ふと共に国家に対し其支配が程度を越えないやうにと要求する権利がある。然るに希臘に於ては、…(中略)…當時の人々は個人が国家に対して有する此自由範囲の法律上の性質を自覚し、国家に対する個人の法律上の地位を明白に意識すると云ふことはなかつたのである。(森口、249-250頁)

森口はイェリネックの『一般国家学』の理論を使用して、近世の民主政治の理念を、君主制国家を代表する古代ギリシャにおける「国家と個人」の関係との対比において上記のように解説する。この時大事なのは、森口が美濃部訳、イェリネックの『人権宣言論』を引用文献に挙げていることである。森口の引用は『人権宣言論』において重複され箇所を含むので、『一般国家学』だけを挙げれば事足りる。そこで、薩孟武はこの資料を挙げない。しかし、森口が対象とした「国法学」研究の中で、民主主義、立憲主義を紐解くときの最重要キーワードが「人権」¹²⁾である。そこで、「国家と個人」の関係においてははできる限り国家の干渉を受けない「個人の自由」が必要となるので、森口は何度も何度も「自由」や「独立」という言葉を

含む用例を使用する。

(a) 国家と自由独立した個人

雷震は回顧録『我的学生時代』「京都帝大三年半」の中で、森口『近世民主政治論』で述べる「近世民主主義の三個の思想的要素」を次のように整理する。

森口教授は生粋の民主主義者である。彼が考える近世民主政治は、民主主義あるいは「国民主権説」を基礎としている。この中には次の三つの思想的要素が含まれている。

第一に、国家は個人のために存在し、全ての個人のために存在するものである。

第二に、国家のすべての権力は、人民自身に出づるものであるのもので、その最高権力は国民自身に掌握させねばならない。したがって、政府の官吏は人民の委託を受ける「公僕」なので、人民に対して責任を負わねばならない。

第三に、人民が国家の意思に服従するとは、すなわち個人の意思に服従することである¹³⁾。なぜなら、人民は均しくこの意思を作成に参与する権利を有しているからである。

そこで、現代の民主政治は「多数決の政治」であり、「議会政治」であり、また「輿論政治」である。以上が、彼の大著『近世民主政治論』の243-244頁および319頁に著されている。（「我選修的課程」166頁）

雷震は、森口の説く民主主義の基本要件に「国民主権」があり、その国民主権の具体的内容が「国家と個人の関係」、「国家権力の行使・掌握と国民の関係」、「国家と団体と個人の意思の関係」という三要素にあることを指摘する。

ここで注意を要するのは、雷震が翻訳紹介した箇所は、三箇所ともに「従て」と「故に」と続く複文の結論部分であり、因果関係の前半にあたる原因部分は省略されているが、本来前節には次のような文章が配置される。それを、森口の原文を薩孟武の訳文で確認しつつ示しておく（下線部は筆者）。

第一、国家は本来等しく独立自由なる多数の個人が其公共の幸福又は共同の

利益を得んが為に集つて形成した団体である。従て……（森口244頁）
第二、国家は本来等しく自由独立なる人民自身が集つて構成したものである。
故に……（森口244頁）
第三、総ての人間は等しく自由独立なるべきものであつて、本来何人かに服従すべき性質のものではない、吾々の自由は吾々の自由であつて、何人に依つても此自由を制限せらるべきでは理由はないのである。従て……（森口245頁）

雷震は上記のような文体について、「その文章があまり簡潔ではなく、多くに重複してくだいところがあり、同じ言葉がしょっちゅう何回も繰り返して述べられ終わらないが、教室での講義の時もこんな風だった」（「我選修的課程」165頁）と語るが、それはどうしても読者（受信者）に理解してもらいたい故の、ここでは個人の「自由」と「独立」を含む重要フレーズの繰り返し故のくどさであろう。

ルソーが『民約論』「第1篇第2章」で述べた「人間は生まれ乍らにして独立自由である」という表現について、森口は「所謂「生まれ乍らにして独立自由」とは人類は本来独立自由なるべきものとして生れたと云ふ意味に解すべきである」（254頁）と現実的な社会への適応性に読み替え、その理論の正しさを吉野作造論を次のように引用して補助する。

或論者（『普通選挙論』17頁の中で吉野作造）は天賦人權論者が人間は生まれ乍らにして独立自由であると説明するのに反対して、人間は決して生れ乍らにして独立自由なものではない、却て独立自由は将来に於て達成すべき吾々人類の理想的目的である、少くとも、吾々は修養努力に由り独立自由の人格者たるの可能性を有すと考へることは出来るが、生れ乍らにして然りと云ふことを議論の出発点とすることは出来ないのである、と攻撃して居る。（森口253頁）

「人間は生まれ乍らにして独立自由であるべき」とする理想を達成し、個人に対する国家からの干渉を最小限に限定した、真の民主主義、真の民主政治を実現するための「独立自由な人格者」を形成するには、我々は不断の「修養努力」が必要であると、吉野作造は語っている。

(b) 如何にして自由独立の精神を自覚した個人を作るか

雷震は回顧録『我的学生時代』「学生時代救国活動的回憶」の中で、1915年春に浙江省立第三中学3年生だった頃に「二十一カ条」反対の「救国運動」に参加した学生たちが、当時の教育の下で「自律」的な「自治」重視の修養が備わっていたことを述べている。

回顧録「明察一年」では、雷震は1919年9月に第一高等学校特設予科文科に入学すると、①日本の学生の生活及び日本人の性格を知りたい、②この機会を借りて日本語をできるだけ学びたい、③宿舎はとても安いので少しお金を節約すれば書籍を買うことができる、という理由から、「明察」¹⁴⁾に入寮する。一高の学生は寄宿寮(宿舎)に住むことが原則で、Room Meetingを通じて、日本人学生は首席で卒業したか、最低でも5番前後の成績優秀な全国の英才学生であり、一高学生の寄宿寮の管理は、すべてが学生自治にゆだねられており、学校当局は全く関知しないことである。一高の寄宿寮委員会(自治委員会)が重大な規則違反を犯した学生への処分が「鉄拳制裁」(拳頭懲罰)なる珍奇な方法であったが、兎に角、学生が自治組織で全てを管理・執行する自主・独立の気風があったことを記している¹⁵⁾。

一方、「学生時代救国活動的回憶」では、自主・独立の気風が修養できない理由を次のように述べる。

仮に、教育の目的は学生が「自律」、「自治」で、節操、節度を守れるようにすることならば、当時の教育はほとんどこれに近いものだった。冷静に論じると、我が国の教育は「党下教育」と「学校に党部・団部を設立」を実施し、学生を政治の道具として利用し始めて以来、すべてが悪化の一途をたどっており、今や最悪となっている。この種の組織に入学すると、仲たがいの挑発、事実の捏造、権勢や利益の争奪、派閥の内紛などの副産物が隙あらば起こってくる。このような状況は教育したことがある者でないと指摘できない。

将来、中国教育史を書く人たちは当然「党化教育」という政策の中国の実際の教育に対する悪影響を軽視しないで、公平で正確な審判を下すべきである。(「学生時代救国活動的回憶」403-404頁)

ここに描かれる雷震の観察からも、当時の日本の学生気質には、主体的に寮を管理・運営する大正デモクラシーに典型される自主・独立の気風

と、「鉄拳制裁」（拳頭懲罰）の武力制裁でことを解決する全体主義的一面が共存していたことが見て取れる。

(2) 多数決と強者としての少数者（政党）

雷震は、前記で、「現代の民主政治は「多数決の政治」であり、「議会政治」であり、また「輿論政治」である」と語っており、ここで、森口繁治が『近世民主政治論』で、「多数決政治」「議会政治」「輿論政治」をどのように見ているかに触れておく。

(a) 多数の民衆の後援する少数者が体現する「民衆政治」且つ「常識政治」

森口は、第6章「民衆政治の価値」の中で、「現代の政治」は「政治を少数の政治専門家又は政治職業家の手に委ねないで、政治には素人なる多数の民衆が自ら政治を行つて行き且つ行つて行かねばならぬものだと信じて居ると云ふ」点で、「例外なく民衆政治である」と評する。ではなぜ、「多数の民衆が自ら政治を行つて行かねばならぬものだ」と信じて居るのかというと、それは、ルソー『民約論』第2篇第3章で「恒に正当であり、恒に公共の幸福を目的とするものは人民の意思のみであるから、人民の共同意思に従ふことに依つてのみ理想の政治が行はるる」と言っているのを信じて居るからであり、そこで、現代政治は「民主的政治即ち民衆政治だ」と評している。（『近世民主政治論』319-321頁、薩訳142-143頁）

さらに、森口は現代の民衆政治も「少数者が多数者を支配して居ると云ふ点に於て少しも過去と異つて居らない」が、過去の少数者は「国家を支配する中心的勢力」である「国王の権勢と軍隊」であり、現在の少数者は「議会政治を動かして居る」「政党（の首領）」ではあるが、「現代に於ては、国家を支配するものは自覚したる国民の理性である」ので、「現代に於ける少数者は真の少数者ではない、少数者は多数の人民を後援とする少数者であり、且人民の多数を後援としたる少数者のみが有力なる政治家として、有力なる政治をなし得るのである」と語る。そして、過去と現在を比べると、「等しく少数者が多数を支配しているのであるけれども、一は民衆の“opinion”を無視し、他は民衆の“opinion”に依つて政治をして居ると云ふ点で、両者は明かに区別されるべきものである。」（321-322頁、薩訳143-144頁）と説明している。

その上で、「総ての政治は被治者の意見を基礎として行はれて居る」或

いは「総ての政治は被治者の意見の上に立つて居る」という点は、民衆政治にも見られるが、「政治が自覚したる人民の意見(輿論)に従て行はれる」ので、「国家に対する自己の立場を明確に反省することなく」、「漠然とした服従」「強制された服従」「因習的な服従」「単純なる慣習的な反射的な行動」であって、「自覚に基く行為ではない」ので、「単に階級的な少数者の意見であつたに相異なる」、因って、「斯かる政治を現代的な輿論に導かるる政治と同一視するを得ないことは多言を費さずして明かである」。故に、「真の民衆政治は輿論政治でなければならない」と、森口は結論する。(324-325頁、薩訳145頁)

さらに、森口は、「現代の政治は、民衆政治であり、政治に素人なる民衆自身が政治を行ふと云ふ点に現代の政治の特色がある」と述べた上で、「現今の民衆政治は議会政治の形式を以て行はれて居るが、この制度の下に於て大多数の人民が政治に自己の意見を参与せしむる直接にして有効なる方法としては、議員の選挙に際して自己と意見を同ふする議員に投票すると云ふことより外にはない」、そこで、「此の方法に依つて初めて少くとも数年に一度は自己の判断を政治に加へる機会を与へられると云ふことになり、従て民衆の意見が政治上に現はれ、民衆の輿論に従て政治上の諸機関が運用せられると云ふことになる」、然しながら、「選挙権者たる人民の多数は深い政治上の経験はなく唯常識を具備しているだけである」、また、国家は選挙権者に対し、議員に対しても同様に、「政治上の経験」、「高い学識」、「教育程度」を要求しないので、「国家は少くとも数年に一回づつは重大なる政治上の問題を国民の常識に訴へて判断せしめ、政府は其結果に従て政治を行つて居ると云ふことになるのである」と結論する。そこで、「現代の政治は政治に素人なる多数の意見に従て行はれて居る」「常識政治」、と語る。(329-331頁、薩訳147頁)

(b) 階級の利益を考慮する少数者の団体意思に判断を委ねる多数決政治

森口繁治は第6章第3節「現代民衆政治は多数決政治——多数決政治の価値」において、「民衆政治は常識政治で……現代に於て之を執行する方法として採用せられて居るのは議会政治で……議会政治は……多数決に依る政治であるから、民衆政治は又多数決に依る政治であると云ふことが出来る」と前置きした上で、本来「民衆政治は……民主的な理想を根拠とする政治である、従て民衆政治は全体の為に全体が行ふ政治である」が、「全

体が行ふ政治（全體所行之政治家）」とはルソー『民約論』第2篇第2章、第3章でいう「参政能力のある総ての個人の意思が合致すると云ふことは必要ではない……共同意思に依る政治を云ふ」と、説明する。そもそも、「全体の意思が常に一致するものならば政治の必要はない」ので、「現代の民衆政治に於て多数決に依て求めて居るのは此の共同意思で、多数決は……それに依て意思を構成して居るのではなく……意思の決定に自己の意見（判断）を加へるのである」と、説明する。（345-346頁、薩訳153-154頁）

そして、森口は結末部で、「政治問題は実際問題であるから、（多数決による）判断の結果は悉く実際に行はるる所である。然るに此等の実際問題は……複雑なる生活問題であるから、一般に吾々個人の判断と云ふものは、仮令それが如何に賢明なる人の理性的な判断であらうとも、どれ程迄に其判断の結果を予想することが出来、従て其判断がどれほどの価値の有るものか、頗る疑問とならざるを得ない」と前置きし、「議会政治に於て各人が如何に判断するかを聞くと云ふことは、各人が何を利益と考へて居るかを見ると云ふことと同じであると云ひ得るかも知れない。而して斯くの如くに考へるならば、議会政治に総ての人の意見が加はり、各方面の意見が現はれて居る限り、其多数の意見であると云ふことは其意見が多数の利益に一致すると云ふことでなければならぬ」、しかし、実際には、「少数の人間に委して仕舞ふと云ふことは、彼等少数者の妥当とする判断に従て行く」と云ふことである。而して彼等の妥当とする判断とは、彼等又は彼等の階級に利益と考へらるる判断であらねばならぬ」ので「少数の人間の手に政治を委と云ふことは出来ない」と結論付ける。（362, 364頁、薩訳153-154頁）

ここで、森口が『近世民主政治論』で述べる「少数者」は、多数の選挙人としての一般の国民を後援とする、少数の被選挙人としての政党などの議員、謂わば「強者」としての「少数者」を指している。

(c) 民主政治と多数決主義への誤解

雷震は回顧録『我的学生時代』「附録一 二言三言」で、国民党立法委員馬濟霖が立法委員胡秋原を批判する文章「民主と自由の道を追及する」の中で、「評決に従い、無駄話をやめる。これこそが民主の風格である」に反駁して「立法委員的「民主風度観」」（『自由中国』14巻11期、1956.6.1）を書いて、次のように反論した。

馬委員は「胡先生（胡適一筆者）が追及するのは民主と自由である。民主政治は少数が多数に服従し、表決の多数に服従することを基本原則とする。胡先生が立法院の表決に参加した後は、表決に服従すべきであり、『余計なことは言わずに退く』、これでこそ民主の風格である」と言う。馬委員は胡先生が表決での失敗を認めたら、一言も言わず、「余計なことは言わずに退く」、これでこそ民主の風格である。これはつまり胡先生がとことん失敗を認めて、このことを永遠に二度と語るべきではない、これでこそ民主の風格であり、もしその話を持ち出して再び語るのは、ひいては新聞記者に対して談話を発表するのは、それは民主に非らざることの極みである、と言うのである。馬委員のこの叱責は本当に大きな誤り、特筆すべき誤りである。知るべきは、少数が多数に服従するとは、多数が服従するのは決議であり、この件で起きる「行為」を指して言っているのであり、少数派が自己の「意見」を放棄すべきだということではない、ということである。故に少数派が時には議事録に少数派の意見を記載するように求めるのは、その為である。民主政治が寛容の精神を持たねばならないのは、つまり多数は少数の意見を容認せねばならないというもこの意味でもある。民主政治が少数意見を尊重すべきなものこの理由である。なぜなら今日の少数派は他日には多数派に変わることができるからである。各国議会ではこのような状況は数多くあり、近代政治史を学んだ人なら誰でも知っている。（「附録一 二言三言」450頁）

ところで、森口の「法学博士」取得論文『比例代表法の研究』¹⁶⁾（東京・有斐閣、1925.12初版）において詳しく語られる少数者とは弱者としての「少数者」を指し、森口が少数者の意見、少数者の権利を重視し、選挙制度としては「比例代表制度」を推奨する立場であったことを、雷震は次のように書いている。

彼が考える比例代表制度は、少数者の意見を国家の意思を構成する議会の中に反映することで、少数者の権利を保障することができ、結果「多数の暴政」の局面に陥らないですむのである。なぜなら多数者の意見が、決して完全に正確なわけではなく、決してすべてが正しいわけでもない。ただこの選挙制度を採用して、はじめて少数者の意見を表明することができ、本当の民

主政治——全民政治を実現できるのである。多数の暴政により少数者の権利を圧制する局面では、本当の民主政治が実現できないばかりでなく、「革命」あるいは「暴動」の発生を作り出し易くする。それは少数者の意見および利益を完全に取合わないからである。（「我選修的課程」167頁）

最後に、雷震は森口の次のようなエピソードを挟み、民主主義が権力に侵され易いことを指摘する。

森口先生は畢生「全民政治」の民主政治、議会政治、政党政治に心酔していたので、軍人の権力乱用に極力反対し、武人の政治干渉に反対し、日本の当時の軍事体制に攻撃を加え、軍人たちが自ら作ったシステム、すなわち軍指導者（陸・海軍大臣と参謀総長）が内閣との討論と決議を経ずに直接天皇に上奏することができる、「帷幄上奏」と譏られたシステムに攻撃を加えた。これは「天皇は神聖にして侵すべからず」の政治態勢の下で、敢えてこんなにも率直で正直に民主政治を鼓吹した、その勇気で恐れを知らない精神は、本当にすばらしいのである。昭和7（1932）年の「瀧川教授事件」発生の時も、森口先生は一方で瀧川教授の立場に同情し、一方で教育の最高当局による学校への干渉措置に憤慨し、甚だしく不満を示し、毅然断固としてその他の法学部の正義感のある教授と一緒に京大の職を辞したのである。そもそも帝大教授の職は簡単には得られぬので、社会の一般の人たちから重視されていた。（「我選修的課程」167頁）

おわりに

大正デモクラシーの時代とは、(1)日露戦争終結後の1905（明治38）年頃を起点・端緒とし、(2)第一次世界大戦後のベルサイユ体制と大衆民主化の到来で隆盛し、(3)九一八事件からの満州国成立の1932（昭和7）年まで、乃至はその後の5年を加えた日中戦争の本格的な開戦の1937（昭和12）年までの時期で、それはデモクラシー体制が崩壊するまでの時期を指す¹⁷⁾。

筆者が使用する大正主義とは、民主主義による護憲・普通選挙運動や国際協調主義などの政治・外交面における狭義の大正デモクラシーに、思想・芸術面における個体や生命の解放を重視した大正生命主義を加えた概

念であり、男女平等や言論・集会・結社の自由、自由教育の獲得、大学の自治権の獲得などの社会・文化面を含めた広義の大正デモクラシーの概念とは、近似の関係にある。

雷震が日本で生活した1916年から1926年までのまる十年は、正に大正デモクラシーの真っ只中の時代に当たる。

本稿では、次のような雷震の日本における民主・憲政思想の受容の一例を示した。

第一に、雷震は、1919年から始まる本格的な留学体験を前に、自分の主体的な意思に抛らない「授業ボイコット帰国」(罷学帰国)運動に参加し、ひどい失敗したと意識することで、本当に国家に貢献するには、個人が自立し、広い知識と深い学問を身に付けてはじめてできることを覚った上で、留学生活を送れたことを語っている。

第二に、雷震が所属した京都帝国大学法学部の教授森口繁治との出会いが、雷震にドイツの国法学者イエリネック(耶利内克)の「国家と個人」の関係において、「国家が個人の為に存在する」という民主主義思想と、「個人が国家の為に存在する」という国家主義思想の対峙において、「個人の人権を重視する」ことに基礎をおいて著述された森口の『近世民主政治論』から、民主主義と民主憲政の理解を深めたことを述べた。

第三に、民主憲政思想において、雷震が誤訳した「人民服従國家之意思、即是服従個人之意思」箇所は、薩孟武の「是以吾人服従國家意思者、非因國家意思為某個人之意思、乃因國家意思為吾人所組織之團體之意思、即吾人之意思也。」(薩孟武訳『近世民主政治論』111頁)という翻訳が正確であるという翻訳細部(ディテール)もあることを指摘した。

第四に、「人間は生まれ乍らにして独立自由であるべき」とする理想を達成し、個人に対する国家からの干渉を最小限に限定した、真の民主主義、真の民主政治を実現するための「独立自由な人格者」を形成する上での弊害に、雷震は「学校に党部・団部を設立」したり、「党化教育」などの思想教育のあることを指摘する。

第五に、雷震が「比例代表制度」は、「少数者の権利」を保障するので、「多数の暴政」の局面に陥らないで済むと発言したり、「民主政治は少数意見やその理由を尊重しなくてはならない。なぜなら今日の少数は他日には多数に変わることができる」と発言する意見の源流には、森口繁治における民主主義における少数意見を実現する「比例代表制」の見解の影響を顕

著に見て取ることができる。

最後に、戦前の日本において大正主義（民主主義を含む）の時代は、同時に国家主義の時代でもあった。森口繁治《近世民主政治論・近世民主政治之理想》で語るように、「個人と国家」の基礎観念は、近世民主主義の国家では「国家が個人の為に存在する」であるが、古代希臘・羅馬のような専制君主国家では「個人が国家の為に存在する」であると、指摘している。

1889（明治22）年2月に発布された大日本帝国憲法いわゆる明治憲法は、「神の子孫」としての天皇の位置づけを、ドイツ帝国に組み込まれたプロセイン王国憲法などを模して作成された立憲君主主義の欽定憲法であり、民主主義とはかなりの思想的な隔たりがあった。

そこで、東京帝国大学的美濃部達吉をはじめとする憲法学者は、国家を「法人（法的に擬人化した概念）」と見なし、天皇はその法人に属する「最高機関」に位置するとする解釈いわゆる「天皇機関説」を提唱した。天皇の持つさまざまな権限（権力）は、個人としての天皇に属するものではなく、あくまでも大日本帝国憲法という諸規則の範囲内で、天皇が「国の最高代表者」として行使するものだ、という考え方である。

しかし、「機関」の意味を理解しない天皇を崇拜する退役軍人や右派政治家及び内閣からの軍事への権限行使を排除したい軍部などの勢力を背景に、1935（昭和10）年2月、貴族院本会議で菊池武夫議員が、「天皇機関説」は「反逆思想」であり、美濃部は「謀叛人」「学匪」であるとする発言から論争が展開した、いわゆる「天皇機関説事件」が発生した。この事件と国体明徴運動が起きた1935年以降、当時の国家指導部で大きな発言力を持っていた「軍部」が、「神聖にして侵すべからざる」天皇の名において、あるいは天皇の名を借りて、事実上の「最高権力者の代行人」として過剰な権力を揮い始めると、もはやそれを誰も止めることは出来なくなった。

また、雷震も語る1933（昭和8）年5月に発生した瀧川事件（京大事件）に見られる思想弾圧は、1935（昭和10）年2月に発生した「天皇機関説事件」以降にますます強化された。1937（昭和12）年、文部省が「国体明徴声明」（国体とは天皇を中心とした秩序＝政体をいう）を踏まえ制定し、全国の教育機関に配布した『国体の本義』では、天皇機関説は西洋思想の無批判導入であり、機関説問題は西洋思想の影響を受けた一部知識人の弊風に原因がある、と断じられるに至った。

明治時代に道德教育の指針として導入されは「教育勅語」(1890年)は、そもそも「大学」に論じられる修身治国などの儒教的色彩が強かったが、1935年以降に展開された国体明徴運動では、さらに「国民は、我が身を惜まず国家に献身奉仕することが本義である」と国家主義が強化され、一人一人の人間が生まれながらに個人としてのそれぞれ固有の存在価値と権利を持つという人権尊重の考え方(天賦人権説)も「西洋式の発想であって日本には馴染まない」として、ますます個人としての自由や権利を求める考え方は「日本精神に反する利己主義だ」として、激しく糾弾されるに至った¹⁸⁾。

このように、戦前の日本には強烈な国家主義と一時期隆盛した民主主義の時代が併存した。そこで、戦後の日本における民主主義と立憲主義の確立の要因には、伏流水として地下に潜伏していた大正主義の影響を看過することが出来ないことは、既知の事実である。

戦後の台湾の民主主義と立憲主義の確立の要因には、雷震、薩孟武に代表される、日本留学期に民主・憲政思想を受容し中国に帰国し、国民党政府と一緒に渡台した外省系リベラリストの存在、さらに、戦後に日本に留学し、戦後日本における民主・憲政思想を直接体験した本省系リベラリストの存在、さらにさらに、龍瑛宗は彼の小説『紅塵』(1978)で、本省人も外省人も「猫も杓子もアメリカ行だよ(阿猫阿狗都去美國)」と1960年代国民党時代にアメリカに渡った人々を揶揄するものの、その中からアメリカの民主主義を体験し、学位を携え台湾に戻った優秀なリベラリストの存在がある。この三者の存在があったればこそ、台湾の民主主義を形成できたと、筆者は考える。

本稿では、現代日本に伏流水として存在する大正主義を、同時代人として受容した雷震の民主・憲政思想の形成を論じた。

注

- 1) 日本郵船株式会社編纂『日本郵船株式会社五十年史』(1935.12)の「当社近海各航路の近況と其地歩——上海航路」(448-454頁、460-461頁)、「上海航路の確保」(291-301頁)と「年表」によると、雷震が記す「筑島丸」は存在しない。「筑波丸」(3,171噸)、「筑前丸」(2,578噸)、「筑後丸」(2,563噸)のいずれかの誤りである。なお、「筑波丸」は、明治18(1885)年2月に三

- 菱会社の社長岩崎彌太郎の逝去により、共同運輸と三菱の合併が行われるに伴い、横浜上海線の航路命令により三菱から引き継いだ汽船29艘の一艘で、1885年10月から横浜・四日市・名古屋・大阪・神戸・門司・上海間を6日1回で就航した貨客船である。「筑前丸」、「筑後丸」は1915年4月以降に増便の船、寄港地は横浜・神戸・門司・長崎・上海間を1週2回で就航。雷震は「筑島丸」は「只有二千多」で、上海・門司・神戸・横浜の航路と書いて、長崎には寄港しない(409-410頁)。酔いが酷く、神戸からは鉄路で東京。
- 2) 雷震「学生時代救国活動的回憶」『我的学生時代(二)』台北・桂冠図書、雷震全集10、雷震回憶録、1989.4、406-409頁、413頁
 - ・ 范泓『民主的銅像 雷震傳』台北・独立作家、2013.9/范泓『雷震伝 民主在風雨中前行』廣西師範大学出版社、2013.4
 - 3) 雷震「学生時代救国活動的回憶」401-405頁
 - 4) 雷震「学生時代救国活動的回憶」415-418頁
 - 5) 三谷太一郎「大正デモクラシーの意味」『大正デモクラシー論——吉野作造の時代 [第3版]』(東京大学出版会、2013.8)では、「大正デモクラシー」ということばの用法の一つには、ある時代区分を前提として、それがその時代全体を貫く普遍的傾向を指すものとして使われる場合がある。この場合、「大正デモクラシー」は政治的な概念に限定されず、経済・学問・教育・文芸・美術・風俗等の時代の諸分野に共通するものとしてとらえられる。概括的にいえば、それは国家的価値に対する非国家的価値の自立化の傾向といえることができる、としている。すなわち、ここでは、筆者のいう「大正主義」が「大正デモクラシー」概念に内包されている。
 - 6) 雷震「京都帝大三年半」『我的学生時代(一)』台北・桂冠図書、雷震全集9、雷震回憶録、1989.4
 - 7) 「国法学」とは何かを、予め一般的な工具書の説明で確認しておく。
 - ・ ドイツ語 Staatsrechtswissenschaft (Staat は「国家・政府」、recht は「法律」、wissenschaft は「学問」の意味で、すなわち「憲法学」「行政法学」)の訳語で、憲法、行政法など、公法を研究する学問。特に憲法を対象として、憲法学、一般憲法学、比較憲法学などの意に用いられることがある。(小学館 日本国語大辞典)
 - ・ ドイツ語 Staatsrechtslehre (Staatsrechts は「国法」あるいは「憲法」、lehre は「学説」の意味)の訳語で、①公法(憲法および行政法)を研究する学問。②憲法学または比較憲法学の意。(岩波書店 広辞苑)
 - ・ 「国法学」(ドイツ語 Staatsrecht ないし Staatsrechtslehre)は、ドイツにおいて国家学からその一分野として生じた学問分野であり、国家を対象としてこれを法学的に分析することを任務とするものである。憲法学と同義に用いられることもあるが、特定の国家を前提としない一般的な基本

原則（立憲の原則）を対象とする分野の意味で用いられることもあり、この場合は「一般憲法学」とも呼ばれ、憲法学汎論や比較憲法学に近い。戦前の東京帝国大学法科大学においては、憲法学講座と国法学講座が並立して設けられ、初代国法学講座担当者は末岡精一（1855-1894）である。（Wikipedia フリー百科事典）

- 8) 京都帝国大学編『京都帝国大学』（「自昭和二年至昭和三年」327頁、「昭和四年」341頁）には、「学生及生徒姓名」「昭和二年九月現在」「昭和四年四月現在」「大学院学生」「法学部ニ属スル学科ヲ修ムル者」という在籍名簿に、「米国憲法 法学士 雷震 支那」とあり、雷震はおそらく退学手続きをとっておらず、「昭和四年四月現在」（1929年4月）までは京都帝国大学に在籍したことになっている。
- 9) 美濃部達吉「論文集第三巻序」『ケルゼン学説の批判』（東京・日本評論社、美濃部達吉論文集第3巻、1935.7
- 10) ジャン・ジャック・ルソー原著、市村光恵、森口繁治共訳並評注『民約論：全』東京・有斐閣、1920.10初版
- 11) 雷震は、本書には、「京都帝大法学部出身の薩孟武の訳が、抗日戦争前に商務印書館から出版された。彼は中央政治学校と抗戦勝利後の台湾大学で教鞭を執った時、いずれもこの本を種本としていた」（「我選修の課程」165-166頁）と紹介する。

ちなみに、森口繁治の中国語訳書籍は以下の四編がある。

 - (1) 森口繁治『近世民主政治論』京都・内外出版社、1920.11初版
薩孟武訳《近世民主政治論》上海・商務印書館、1925.4初版
 - (2) 森口繁治『婦人参政権論』東京・政治教育協会、政治ライブラリー6、1927.10初版
森口繁治著・劉黎敖訳述《婦女参政運動》上海・商務印書館、新時代史地叢書、1932初版
 - (3) 森口繁治『憲政的原理及其應用』東京・改造社、1929.2初版
薩孟武・薩師焜編訳《憲政的原理及其應用》上海・新生命書局、1932.12初版
 - (4) 森口繁治『選挙制度論』東京・日本評論社、現代政治学全集第8巻、1931.3初版
森口繁治著・劉光華訳《選挙制度論》上海・商務印書館、政法叢書、1935.2初版
- 12) 樋口陽一『国法学』（東京・有斐閣、2004.1）では、「国法学」が現在では「憲法学」に相当することを説明した上で、「立憲主義」の最重要要件である「人権」を骨格に説き起こす。そこで、副題に「人権原論」とある。
- 13) この雷震の訳には誤りがある。すなわち、森口原文「吾々が国家の意思に

- 服従するの、それは国家の意思が或る個人の意思である為ではない、吾々の作る団体の意思即ち吾々の意思である為である」であり、薩孟武訳は「是以吾人服従國家意思者、非因國家意思為某個人之意思、乃因國家意思為吾人所組織之團體之意思、即吾人之意思也。」(薩孟武訳《近世民主政治論》111頁)で、薩孟武訳が正確である。
- 14) 一高自治寮立百年委員会『第一高等学校自治寮六十年史』(一高同窓会、1994.4)によれば、「東・西・南・北・中・朶・和・明」の合計8寮で、明寮の落成は1920年2月20日とある。
- 15) 雷震「明寮一年」『我的学生時代(一)』1-12頁
- 16) 京都大学文書館「教員履歴データベース(1949年以前の在職者)」の資料によると、森口繁治は1926年12月24日に「比例代表法ノ研究」(『比例代表法の研究』東京・有斐閣、1925.12初版)に対し「法学博士」を授与されている。雷震は、「民国19(1930)年春、森口先生は命令を受け南京に国民党革命後の諸般の施設を視察に来られた」、その時に「森口先生はここ数年に出版した2冊の著書『憲法原理と研究』と『比例代表制の研究』を私に贈呈してくれたが、今日に至っても私はまだ保持している」(「我選修の課程」199頁)と書いている。ただ、『憲法原理と研究』という著書は存在せず、『憲法原理』は1933年7月刊行なので、おそらく1929年2月初版の『憲政の原理と其運用』と推定される。
- 17) 下記図書における「大正デモクラシー」の時期区分では、(1)の起点は三者とも同じで、(3)の終点は、松尾が1925年まで、古川は1932年まで、酒井は1937年までである。
- ・松尾尊兌『大正デモクラシー』岩波書店、同時代ライブラリー184、1994.5
 - ・酒井哲也『大正デモクラシー体制の崩壊——内政と外交』東京大学出版会、1992.1
 - ・古川江里子『美濃部達吉と吉野作造——大正デモクラシーを導いた帝大教授』山川出版社、日本史リブレット095、2011.7
- 18) 前段3段落からここまでは、山崎雅弘『「天皇機関説」事件』(東京・集英社、集英社新書878、2017.4)を主に使用し、筆者が整理した。